

会 議 録

1 附属機関の会議の名称

令和7年度第2回水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

2 開催日時

令和8年2月16日（月）午後3時から3時40分まで

3 開催場所

水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

青木 かを里，稲毛 精二，鬼澤 真寿，角田 恒巳，木村 由希，佐藤 裕紀子，
蒨 喜代子，鈴木 宏一，竹内 玲奈，堀野 礼子

(2) 執行機関

野口 奈津子，宮川 孝光，深谷 貴美，太田 礼子，松本 崇，飛田 尚亨，志塚 博子，
内田 理恵，篠原 純一郎，千田 庸平，佐々木 瑛，和田 本，窪庭 友介，矢板 淳一，
徳田 恭子

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 特定教育・保育施設，特定地域型保育施設の廃止，利用定員の変更について（公開）

(2) 水戸市乳児等通園支援事業所の認可について（公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。）

1名

8 会議資料の名称

資料① 特定教育・保育施設，特定地域型保育施設の廃止，利用定員の変更について

資料② 水戸市乳児等通園支援事業所の認可について

9 発言の内容

【事務局】

定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第2回水戸市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日は御多用にもかかわらず、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、委員16名中10名と、半数以上の委員の御出席がございますので、水戸市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立したことを御報告いたします。

本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程第3条第1項に基づき、原則公開とさせていただきます。また、会議資料及び会議録につきましては、個人情報等の開示することができない部分を除き、公表することになっております。

本日は会議の傍聴をされる方1名がお見えになっております。

次に、本日の資料といたしまして、次第、資料① 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の廃止、利用定員の変更について、資料② 水戸市乳児等通園支援事業所の認可についてを配布しております。すべてお手元でございますでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議事進行につきましては、水戸市社会福祉審議会条例第6条第1項の規定により、____会長をお願いしたいと存じます。____会長、よろしくお願いいたします。

【議長】

これより議事に入らせていただきます。

はじめに、「(1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設の廃止、利用定員の変更について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【議長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

【____委員】

幼稚園などの施設の定員が減少していくという状況をととてもさみしく感じます。現在、市立幼稚園は何か所あるのでしょうか。

【事務局】

寿幼稚園の廃止後は、幼稚園は緑岡幼稚園、国田幼稚園、酒門幼稚園の3か所となる予定でございます。また、幼稚園型認定こども園については、石川認定こども園、浜田認定こども園、常磐認定こども園の3か所でございます。

【____委員】

保育所の利用定員について、つばみさく保育園のみが定員を増やすということですが、

つぼみさく保育園については、特別な取組を行うなど運営上の工夫をされているのでしょうか。それとも地域としてこどもの人数が増えてきているということなののでしょうか。

【事務局】

つぼみさく保育園については、県庁の近くにあり、利用希望者も多い保育所でございます。これまで、定員を超えて受け入れることのできる定員の弾力化により、利用定員を超えて受け入れを行ってまいりました。国、県、市が園に給付する運営費につきまして、利用定員に応じて単価が決められております。そのため、ほかの保育所と公平性を期すために実際の利用児童数にあわせて、利用定員を変更するものでございます。

【議長】

それでは次に「(2) 水戸市乳児等通園支援事業所の認可について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【___委員】

乳児等支援給付費について、国から公定価格の案が示されていますが、この公定価格の変動に準じて、こども一人1時間当たり300円程度となっている利用者負担金も変動するのでしょうか。

【事務局】

利用者負担金については、300円程度を標準として、施設で決定するものであることから、変動する可能性はございます。

【___委員】

乳児等通園支援事業は良い取組であり、水戸市が先駆けて実施していることに感謝しています。令和6年度の利用の実態について数量的に把握しているものを教えてください。

【事務局】

令和6年度につきましては、試行的事業として、7月から開始し、7施設で実施してまいりました。利用者は90人、総利用時間は2,631時間となっております。

令和7年度については、市立認定こども園で1施設、民間施設で10施設の合計11施設で実施してまいります。利用者数につきましては、全国統一システムに登録している人数が128人となっており、総利用時間数は4月から12月までにおいて1,554時間となっております。

【___委員】

施設によってキャパシティが異なるかと思いますが、実際に申し込まれた方が利用定員に達してしまい利用を諦めたり、他の施設での利用となったりしたケースはあるのでしょうか。

うか。

【事務局】

保護者からの直接の声として、利用できなかったという話はいただいております。また、施設からもキャパシティを超えてしまい、受け入れられないという話は今のところいただいております。

ただ、一部の施設については、利用を希望する保護者が一定程度いらっしゃり、予約枠が少々混雑することも考えられますが、施設の方に予約の割り振りをしていただき、皆さんが利用できる環境を整えていただいております。

【___委員】

今後、周知が広まれば、利用する方が増えると考えられます。そのときには、利用を希望する保護者の意向に沿った利用ができる環境を整えることが大切であると考えますので、よろしく願いいたします。

【議長】

利用の実態について、利用者数などの数について、御説明いただきましたが、数に表れないようなところで、利用者の声は届いていますか。

【事務局】

令和7年度に保護者向けのアンケートを実施したところ、「乳児等通園支援事業について満足していますか」という問いに対して、全件が「とても満足」または「満足」という回答をいただいております。また、「引き続き利用したいですか」という問いに対しましても、全件「引き続き利用したい」という回答をいただいております。

その理由につきましては、「集団保育で同年代のこどもと遊ぶ機会を得られる」、「こどもがとても楽しそうに遊んでいる」ことなどが挙げられています。特に良かった点についても同様であり、「こどもが集団生活に慣れてきた」、「こどもが楽しく通っている」という意見をいただくとともに、「保育士と話すことで、子育てに対する保護者の精神的な負担の軽減にもつながった」という意見もいただいております。

一方で、悪かった点として、「特にない」という回答が一定程度ある中で、「利用可能時間が10時間では短い」という声もいただいております。

また、利用している方の世帯の特徴については、育児休業中の世帯が45%、専業主婦(夫)の世帯が35%となっております。

【___委員】

現場で働く保育士の方の視点から見ると、0歳児が5名増えると保育士を2名増やさなければなりません。乳児等通園支援事業を実施するために、保育士を増員しているのでしょうか、それとも増員せずに対応しているのでしょうか。現場の保育士の対応について把握している範囲で教えてください。また、保護者の意見を聴取することも大切でありま

すが、現場で働く保育士の方の意見を聴取していないのであれば、令和8年度は保育士の意見聴取をすると良いと思います。

【事務局】

保育士の方の対応につきましては、実施方法によって異なります。実施方法は一般型と余裕活用型があり、余裕活用型については、定員を満たしていない既存のクラスに乳児等通園支援事業の利用児童を受け入れるもので、基本的に保育士を新たに配置するものではないと考えています。しかしながら、既存のクラスに月10時間という制約がある中、新しいこどもが入ってくることとなるので、その対応の難しさについては、声をいただいているところでございます。

一般型の施設については、こどもの年齢に応じて保育士を配置する必要があり、最少でも2人は配置する必要がございます。施設によって多少対応が異なると思いますが、把握している範囲においては、乳児等通園支援事業を実施するために別途、保育士を2人配置している施設は半分以上あったかと存じます。また、2人の配置が求められていますが、同じ保育所内ですぐに保育士が応援に来られる場合は、1人の配置も可能とされております。

こういったことや保育士の方の声などから、乳児等通園支援事業の実施において保育士の方の負担はあるかと考えております。

【___委員】

余裕活用型では、日替わりで新しいこどもが既存クラスに入ってくることも考えられます。特に0、1、2歳は保護者と離れることに抵抗を示したり、クラスに入って泣いてしまったりするなど、保育士がこどもと一対一で対応することが求められることもあります。その場合、通常は保育士3人でクラスを見ていても、保育士2人でそれ以外のこどもたちを見なければならなくなり、保育士からするととても負担が大きくなってしまいます。負担が大きくなることで、今でさえ問題となっている保育士離れが加速するという声もあります。そのため、現場で働く保育士の声も聞いて市で支援をしていかなければ、保育士不足が進んでしまうことが考えられます。現場の声を吸い上げ、お互いにとって良い事業としていかなければ、この事業を実施していくことは難しいのではないかと思います。

【___委員】

乳児等通園支援事業については、15年、20年ほど前から各市民センターで女性会などが主体となって実施している取組とほとんど同じ内容のものであります。これまで取組を進める中で、その内容の充実を図ってきたところであります。その取組が公的な事業として進められるようになったと考えております。主体となって取組を実施してきた女性会などでは、これまでのノウハウがたくさんあると思いますので、それを調べたり、実際に話を聞いたりしてほしいと思います。

【___委員】

乳児等通園支援事業を利用するに当たっては、具体的には、市民はどのように申し込むのでしょうか。急な利用には対応できるのでしょうか。例えば、母親が体調を崩して、父親も子どもを見ることができない場合などに、利用はできるのでしょうか。

【事務局】

利用に当たっては、まず、施設の方との初回の面談が必要であり、アレルギーや施設の方針などについて面談をした後に利用予約が可能となります。利用予約については、スマートフォンなどからシステムにログインし行うことができます。

予約ができる時期については、施設によって異なり、1週間前、1日前など、様々がございます。急な利用については、施設に直接電話をして相談していただくこともできます。また、一時預かりの場合ですと、初回面談が必要なく利用できる場所もございます。

【議長】

議事については、以上でございます。本日の議事内容について、御不明な点などありましたら、事務局宛て、御連絡くださいますようお願いいたします。

本日は、円滑な会議の運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。事務局へお返しいたします。

【事務局】

___会長、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回水戸市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了させていただきます。委員の皆様におかれましては、今年度、2回の専門分科会において、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。